

聞書第七

此の卷、武勇奉公方、御國の諸士褒貶之を記す

八三一 成富兵庫曰く、味方に勝ち我に勝たねば敵に勝てない

(一) 成富兵庫申され候は、「勝ちといふは、味方に勝つ事なり。味方に勝つといふは、我に勝つ事なり。我に勝つといふは、氣を以て體に勝つ事なり。かねて味方數萬の侍に、我に續く者なき様に、我が身心を仕なして置かねば、敵に勝つ事はあらぬなり。」と。

(二) 成富兵庫 名は茂安。成富甲斐守信種(入道常三)の次男。母は安住安藝守家能の女。永祿三年佐嘉郡益田の館(佐賀郡鍋島村増田)に生れた。龍造寺氏を経て鍋島直茂 同勝茂に仕へ、物成千七百石を食んだ佐賀藩初の本身である。先祖江上種成筑後より肥前國神埼吉ヶ里に來住し、其の孫河内守良種入道西良始めて成富氏を稱し、四世の孫成富刑部少輔種秀龍造寺氏に仕へた。信種は其の次男で、兄種貞戦死のため家督を繼ぎ、嫡子久藏早世のため次男茂安が家を繼いだ。茂安、幼名千代法師丸。初め龍造寺隆信の諱を受けて新九郎信安と稱し、ついで天正七年二十歳の時、早くも十度の戦功を立てたといふので、隆信から十右衛門と改められ、政家(時に鎮賢)の一字を受けて賢種と改め、後鍋島直茂の諱を賜はつて兵庫助茂安と改稱した。元龜元年今山夜討に、制止されるのを聴かず、父信種の跡を追うて陣中に行き、敵味方の渡り合ひを見物し

て歸り、後隆信に褒められて其の小姓になつた。時に十一歳。天正二年（十五歳）隆信の須古城攻めに從軍を願つたが若年のため許されず、同四年十七歳の時、隆信の藤津攻略に先手の大將として初めて従ひ、横造城攻めに初陣の功を立てた。その後隆信 政家に従うて各地に出陣し、天正十五年豊臣秀吉の薩摩攻めに政家 直茂と共に從軍、殊功を奏し、秀吉はじめ諸將に其の名を知られ、秀吉の命によつて大阪迄御供した。同年加藤清正と共に小西行長を援けて天草を攻めた時には、清正から感狀を授けられたが「雜人輩の首を取つた位で感狀を貰つて歸國したら、朋輩に笑はれます。」といつて返上し、いたく其の志を賞せられ、黒糸緘の鎧を贈られた。朝鮮の役には鍋島直茂の先陣として陸海の戰に偉勳あり、加藤清正 藤堂高虎等を援けて其の勞を謝せられ、歸朝後伏見城攻め 伊勢阿野津城攻め 關ヶ原合戰の去就 柳河城攻め等に、或は一番乗の殊功を立て、或は劃策斡旋に努むる等忠勤を勵み、天下靜謐に歸するや、藩主勝茂に獻策して大いに殖産興業を圖り、自ら千栗土居の築造、川上川石開 芦刈水道 佐賀郡巨勢郷 杵島郡三方瀧の開拓等をはじめ、藩内各所における治水土功の大工事を完成して後世に其の遺澤を及ぼし、又尾張名古屋城 江戸城 大阪城 熊本城等の修築に關與して幾多の功績を残し、武將として且つ民政家として名聲を揚げ、當時「鍋島家に成富兵庫あり。」と諸侯を羨望させた。嘗て肥後の加藤清正から一萬石を以て仕官を勧められたが、「肥前武士の習ひ、たとひ肥後一國を與へらるゝとも、譜代の主家を捨てゝ國を後にするのは不義理である。」と答へて拒絶し、其の義心に感ぜしめた。晩年知行所佐賀郡春日村尼寺築山に草廬を結んで閑居し、寛永十一年九月十八日歿した。年七十五。法名玉心院榮久日實。墓は同所及び菩提寺佐賀市西田代町本行寺にある。明治四十四年十一月十五日從四位を追贈された。治水土功に關する茂安の施設は『疏導要書』（天保五年南部長恒著）に詳記されてゐる。明治二十四年川上川石開の傍に茂安の「水功碑」を建て、毎年九月十八日成富茂安慰靈祭を執行し、其の他の地方でも「兵庫祭」などを行つて其の德を慕うてゐる。佐賀郡

兵庫村 三養基郡南茂安村 北茂安村は何れも兵庫助茂安の遺徳を追慕記念して名づけた村名である。

八三二 成富兵庫の一番乗、張切つた碇綱を切落して驀進す

同人（二）高麗にて船軍の事 高麗にて船軍の時、明朝合圖の太鼓を聞きて一同に乗取るべき旨御下知にて、夜中船を掛置き候。兵庫、船碇を入れながら、終夜水主に櫓を漕がせ、合圖の太鼓打出すとひとしく、碇綱を切り候に付、眞一番に敵船に飛附き、高名仕られ候由。

（二）高麗にて船軍 終夜櫓を漕がせたといふのは誇張で、『成富家譜』には左の如く記されてゐる。

同年（慶長三年）三月四日、大明船手の大將陳璘と云ふ者、兵船數百艘唐嶋へ寄せ来る故、福島左衛門大夫 藤堂佐渡守以下の諸將諸手に相觸れられ、敵船を乗取らるゝに、一番員にて碇を上げ、二番員にて櫓を立て揃へ、三番員を聞いて、一同に乗出すべしとの陣觸なり。之に依り諸手其の掟に任せて用意す。茂安此の時金碇を木碇に取替へ、藁縄を附け置き、船の表に自身立ち居り、船頭舳子を初め味方の士卒に下知して云ひけるは、「碇は上ぐるに及ばず、一番員に櫓を立て、二番員に櫓を押すべし。碇は上げ様あり。」と云ひ聞かせ、自分船の舳に立懸り、三番員を聞くと均しく大脇差を抜いで碇の綱を切り放す。押立てたる船なれば、諸手より先に敵船に乗付け、敵の兵船三艘一番に乘取り、手柄を顯はす。諸手茂安が武功を感賞す。

八三三 田雜清左衛門、一生の厚恩忘れ難しとて中野内匠に追腹す

(二) 田雜清左衛門追腹の事 (三) 田雜大隅、子 (四) 五郎右衛門を、(五) 中野式部督に約

束候故、式部兄の娘を養ひ、五郎右衛門に遣はし候。其の子清左衛門と申し候が、

浪人仕り候。中野内匠甥の首尾に候處、知行所へ置き、二十五石呉れ候て、介抱

仕り候。然る處内匠死去候に付て、清左衛門事、一生の厚恩忘れ難き由にて、追腹

仕り候。清左衛門子與助と申し候て、中野數馬被官になり申し候。其の孫(五)主

膳様へ召出され候。田雜事由緒これ有るもの候故、名跡田雜助左衛門に仰付けられ

候。大隅女房方の者共にて候。助左衛門子甚左衛門 兵右衛門、其の外田雜の(六)分

り數多これ有り、田雜田澤田藏、取々に書き候と相見え候由。

(二) 田雜清左衛門 廣方。中野内匠茂利(九五・註一)の死去は慶安三年四月十三日で、清左衛

門は内匠に追腹した。

(二) 田雜大隅 長廣。朝鮮役に従ひ、慶長二年六月二十日戦死した。年四十八。法名圓室淨通。

(三) 五郎右衛門 廣次。慶長十三年五月歿。

(四) 中野式部 後名神右衛門清明(二三・註一)。内匠茂利の養父。「聲に約束」の顛末は、天

正十二年三月二十四日鍋島直茂島原陣に敗戦、海路柳河へ向ふ船中の事で、『直茂公譜』に、左
の如く記されてゐる。
然る處に、兼て御家に奉公を望んで居ける田雜大隅守と申す者急ぎ船を漕寄せ、公を初め御供
の輩皆々乗せて押出す。(中略)斯くて直茂公船中にて中野式部を召され仰せられるは、「彼
の田雜は、元來有馬方の者なり。いづくへ船を着くべきも知れず、油斷するな。」と仰含めら

る。式部承りて、「素より其の覺悟仕り、聊かも彼等が側を離れず罷在るなり。若しも不審の色を見及び候はゞ海に切りはめ候ふべし。最早竹崎へ着き申すぞ。御心安く御休みあれ。」と御答致し、田雜と膝を並べ、「田雜殿、あの山はその山か、あそこに見ゆるは彼の嶺か。」などと、方所を指して油斷せず、終夜物語し、猶も心を引き見んため、「田雜殿には子息ありや。若し子息あらば、此の式部が聲に取るべし。」と云ふ。大隅守答へて、「男子を持ちて候。嫡男を源次と云ふなり。必ず聲にとられよ。」と申して異心の色なく、船中の法禮なりとて、武具を海に下げ、即ち船底より酒肴取出し、公を初め御供の輩へ進めて軍旅の勞を相勞りけり。

式部の兄は、太郎右衛門といふ。

(五) 主膳様 五代佐賀藩主宗茂。

(六) 分り 分れに同じ。こゝは分家の事。孝白本 五常本には、特に「分り」と送假名がある、當時「わかり」といつてゐたと思はれる(八一九・註三)。

八三四

執行越前守、島原陣に具足を着けず袴羽織で奮戦して討死

(一) 執行越前殿討死の事 しぎやうぜんどのうちじに こと

(二) 島原にて具足は陣屋にかざり置き、袴羽織にて働き、その

儘にて討死の由。

(二) 執行越前

執行越前守種直。初名種兼。城原勢福寺城主(神埼郡仁比山村)江上武種の家老

で、元龜二年、龍造寺隆信が武種を攻めた時、種直は武種に勧めて和を講ぜしめ、自分も、龍造寺氏に屬し、翌三年隆信が東肥前を攻めた時には、越前守は執行一手を以て朝日山城を陥れた。天正十二年三月廿四日、島原陣で殊功を立て、嫡子新助武直と共に主従三十六人討死した。年五十三。法名覺翁宗正。越前守主従の戦死や、その妻が賢婦であつた事は、山本常朝の『愚見集』

に記され、『燒殘反故』にも同様の事が書いてあつて、「この越前守は勇猛の士にて、執行一類は他に交はらず働くべし」と、紅の糸にて小指をゆひ、畦を限りにして、同じ枕に戦死仕り候。」とある。

(二) 島原にて 天正十二年、島原陣。(三六八・註一)

八三五

「外記が具足」 武具の目に立つのは手薄く見えて強みがない

(一) 田崎外記物具の事 (二) 原の城にて外記事、光り渡り候物具を着致し候に付、勝茂公御氣に入らず、その後、目に立ち候物を御覽候ては、「外記が具足の様な。」と御意毎度の由。

右の話に付、武具衣装等目に立ち候様に仕るは手薄く見え強みなく、人の見すかし申すものとなり。

(一) 田崎外記 鍋島勝茂に従うて所々に出陣、物成七十石五斗を戴いたが、寛永の末小々姓目付の時、事情あつて切腹仰付けられた。(九五六参照)

(二) 原の城にて 寛永十五年正月、島原の亂原城攻めの時の事である。

八三六

江副金兵衛、高野山に籠つて亡君の像を刻み一周忌に追腹

(一) 興國院様御供 (二) 江副金兵衛は御骨を持ち高野に納め、庵をむすび、御影をきざみ、御前に我が身かしこまり居り候 (三) 自影をも作り置き、御一周忌に罷下り、追腹仕り

候由。右の御影追て高野より参り、高傳寺に御座候。

(一) 興國院様 鍋島忠直(四一三・註一)。

(二) 江副金兵衛 名は正強。伊兵衛茂正の次男で、善右衛門正固の弟である。寛永十二年正月廿八日、藩主鍋島勝茂の世嗣忠直江戸で逝去し、金兵衛は本文の如く高野山に籠つて冥福を祈り、翌年一周忌の時追腹したのである。法名底翁道徹。金兵衛彫刻の忠直の像並に自像と稱するものが、今尚高傳寺にあつて、厨子には「興國院様殉死 江副近兵衛入道底翁道徹庵主」とある。金兵衛辭世の歌に

こそこのけふなくなりし君弔ひてことしのけふは跡したひゆく

佐賀市赤松町龍泰寺がその菩提寺で、墓は同寺にある。

(三) 自影をも作り置き 興國院の靈前に畏つてゐる自像を刻んだ事をいふ。この自像は現に高傳寺にあつて、合掌端坐してゐる姿である。

八三七 大石小助、殿様道中の本陣に雨の夜にも戸外で不寝の番

(一) 大石小助の事 光茂公御代、小助儀初めは御歩行、御側に相勤め候。御參觀御往來御道中、御本陣にて御寢間のあたり外より見廻り、無用心なる所と存じ候。あたりに薙を敷き、只一人夜を明かし居り申し候。雨天の時分は、笠合羽を着し、雨にたゝかれ候て、終に一夜も懈怠仕らず候由。

(二) 大石小助 名は安利。初め與市左衛門と稱した。惣右衛門安春の次男で、祖父四郎兵衛定親は佐賀郡尼寺村(春日村)の庄屋であつたが、弘治三年金敷峠合戦の時、成富甲斐守信種(兵庫

茂安の父に從うて出陣、戰死した。安利、勝茂の時侍に召立てられ、光茂の時徒弓物頭となつた。元祿四年十月十二日歿。年八十六。法名石泉道古。墓は佐賀市神野町三ツ溝大興寺にある。

八三八 御殿混亂の時、大石小助一人拔刀して次の間に主君を衛る

大石小助内頭人の時分、夜中に御内女中部屋の邊に紛れ者忍び入り候に付、捕へ申す
とて、上を下にかへし、男女上下走り廻り候に、小助相見え候故、老女など方々尋
ね候へば、御打物の鞆をはづし、御次の間にすわり、黙り候て居り申し候。御身邊に
人これなく候故、心許なく存じ候て、守り居り申し候。氣の附け所違ひ申したる事
にて候由。右忍び入り候者は成富吉兵衛なり。(二)濱田市左衛門が一類、密通事にて
御仕置仰付けられ候。

(二) 濱田市左衛門 濱田千兵衛の子。延寶三年二月、吉兵衛市左衛門等は密懷の事で縛首生害、
同類の女中も多く生害に會つた。

八三九 鍋島光茂龍造寺八幡社參詣の時、大石小助の氣轉人を制す

大石小助(二)龍造寺八幡宮へ光茂公御社參の時御供仕り、土足にて白洲に罷在り候
が、拜殿へ御通り遊ばされ候節、社人共御札を差上げ候とて、我先にとあらそひ、數
人一度にはつと立上り申し候を、小助白洲より見申し候て、即ちかけ上り、公の御前
に立ちふさがり、「皆々しざり候て一人宛御札差上げ候様に。」と申し聞かせ候由。

(二) 龍造寺八幡宮 建久年間、龍造寺季益が鶴ヶ岡八幡宮の分靈を勧請した社で、今佐賀市白山町にあつて八幡神社といふ。郷社。龍造寺氏 鍋島氏の崇敬殊に厚かつた。天正十二年鍋島直茂が島原の敗戦から生還した時、父清房(剛意)入道がこれ偏に龍造寺八幡の御加護で、國家長久の基であると、落涙して悦んだ事が、『北肥戦誌』に記されてゐる。

八四〇 副島善之丞、主君の鞘打に遭ひ、谷に飛込んで御腰物を拾ふ

(二) 副島善之丞事 勝茂公西目にて御狩の時分、何事か御立腹なされ、御腰物を鞘ながら御抜き、善之丞を鞘打なされ候が、取りはづされ、御腰物谷に取落され候。善之丞ひつ附いて谷へころび落ち、御腰物を取り申し候。さ候て、御腰物を襟にさし、岸を這ひ登り、其のなりにて差上げ申し候。氣の働き遠慮等、無雙の仕方なり。

(二) 副島善之丞 副島掃部の子で、元龜元年多久梶峰城攻めの時戦死した副島右馬助の曾孫である。鍋島勝茂逝去の時追腹した。法名義覺道忠。

八四一 石隈五郎左衛門、大火の際燈に手をかけ御馬の側を去らず

(二) 石隈五郎左衛門の事 申の年江戸大火事、光茂公綱茂公麻布御屋敷に御座なされ候處、御屋敷に火懸り、急に焼け塞がり、御出でなさるゝ道これなく、御馬に召し御座なされ候を、御側外様の者大力量を出し、堀を切崩し、そこより御出で、御立退き遊ばされ候。五郎左衛門は御馬の脇に立ち、御燈に手を懸け、始終何の働きも仕らず

候。火鎖まり候後、何れも御感を蒙り候に、第一石隈事、有馬にて名を取り候者の子ほどありて、その志御感心淺からざる由にて、御褒美なされ候。氣の附け所、格別なる由なり。この事は、江副彦次郎その節の儀能く存じ候由にて、話し申され候となり。

(一) 石隈子五郎左衛門 名は長房。初め清三郎、六兵衛と稱した。五郎左衛門景房の子である。景房、初め神代家臣で有馬陣の戦功により、本藩直参となり、長房の時物成百二十石を戴いてゐた。(五八二参照)

八四二 大力佐野右京の高尾橋杭抜きと城原種福寺小僧の働き

佐野右京殿大力の事

或時、右京殿高尾を通られ候に、橋架直し候時分にて、大

橋杭一本何と抜きてもぬけず候。右京殿おり立たれ、抜きて見るべしとて、しかと抱き、

ゑい聲を出し、抜き上げられ候へば、きびしき音して身たけに抜け候へども上り申さず、

その分にて沈み申し候。歸宅以後病氣出で、相果てられ候。(二)城原の寺に葬禮の時、

高尾の橋を通られ候へば、棺より死骸飛出で、江に落入り申し候。(三)種福寺の僧の内

十六歳の小僧續いて飛入り、骸に取附き申し候。人々駈入り取上げ申し候。師の房感

ぜられ、引導を右の小僧にさせ申すべくと申され候。後には名高き出家になり候由。

(二) 佐野右京 名は茂義。江上家種(龍造寺隆信次男)の子で、家種朝鮮役戦死の後、佐野氏と

改めた、元和五年五月歿。法名安心宗清。

(二) 城原 神埼郡仁比山大字城原。

(三) 種福寺 曹洞宗。本尊釋迦如來。神埼郡仁比山村大字城原字城原にある。天正八年江上家種の建立で、佐賀藩曹洞十二ヶ寺の一である。鍋島舍人助茂利 同内記種世〔普周〕 同左太夫種之 深江助右衛門眞章 楠公創祀者深江信溪等の墓がある。

八四三 島内新左衛門、御禮日御目見の時一人頭を上げて平伏せず

(二) 島内新左衛門事 勝茂公御禮日に、御目見仰付けられ候時分、新左衛門計り御禮を仕らず、數人の中にのび上り居り申し候。御這入成され候時分、「新左衛門、めでたい。」と御詞懸り候節、御禮仕り罷立ち候。毎度斯様に仕り候。(二)時代の風儀にて候なり。

(二) 島内新左衛門 (四一九參照)。

(二) 時代の風儀 その時代の風習の意味で、新左衛門の無作法がその當時は咎められなかつたとをいふ(八四七參照)。新左衛門の態度は、如何なる場合でも自分は殿様を見衛るといふ氣持から出たものであらう。

八四四 昔は十四五歳迄に切習はされた、首切りを嫌ふは臆病

(二) 山本吉左衛門は、親神右衛門指圖にて、五歳にて犬を切らせ、十五歳にて御仕置者を切らせ申され候。昔の衆は十四五歳より内にて有無に首を切らせ申され候。勝茂公

御若輩の時分、直茂公御指圖にて御切習ひ成され候。その内續け切りに十人も遊ばされ候由なり。昔は上つ方さへ斯様に遊ばされ候に、今時は以下々々の子供にも終に切らせ申さぬ事は、油斷千萬にて候。せで濟む事、縛り者切りたりとて手柄にもならず、科になるの、けがるゝのと申すは、(二)口ふさげにて候。畢竟は武勇の方疎々しき故、爪根みがき、綺麗なる事ばかりに、心懸け候故かと思はるゝなり。いやがる人の心の内を詮議して見候へば、氣味わるき故に利口にまかせ、切らぬ様に云ひなし申さるゝと存じて見申し候が、殊の外心持になり申すものにて候。氣味わるく思ふが、臆病のきざしにてあるべく候。

(一) 山本吉左衛門 名は武弘『葉隠校補』には武治とある。系圖に據る。童名慶松。中頃清五左衛門。山本神右門重澄の嫡男で、常朝の兄である。寛文六年五月廿四日歿。法名呈有宗瑞居士。墓は佐賀郡鍋島村八戸龍雲寺にある。妻は大塚内藏丞の女。元禄三年六月廿五日歿。法名泰雪妙安大姉。

(二) 口ふさげ 遁れ口、口悪るなどの意。

(三) 嘉瀬 佐賀市外嘉瀬、當時刑場のあつたところ。

八四五 小姓友田正左衛門未練の最期、槍持は主人を訴へて死罪

友田正左衛門切腹の事

光茂公御供立、前髪御小姓の内に、正左衛門召連れられ候。

浮氣者にて、芝居役者多門正左衛門と申す立役者に戀慕致し、紋所も替名も、正左衛門と

改め申し候。野郎狂ひに衣類諸道具迄打込み、その末手立て盡き、(一)馬渡六兵衛の刀

を盗み、槍持に持たせ、質に置き申し候。この段槍持申出で候。御究めの上、正左衛

門並に槍持死罪仰付けられ候。究役山本五郎左衛門にて候。披露の時、聲高に、「主

人の上を訴人仕り候が、槍持何某にて候。」と申上げ候。即座に、「打ち殺せ。」と

御意なされ候。さて正左衛門へ仰渡しの節、五郎左衛門も参り、「最早跡の事は捨たり

申し候。死場御たしなみ候へ。」と申し候へば、「さてく忝き御一言にて候。その

意を得候。」と落着き居り申し候が、誰の智慧にて候や、介錯人を誰と申聞け、だま

し候て、御歩行直塚六右衛門脇より切り申す仕組にて候。さて死場に直り候へば、介

錯人は向ふに居り候に、成程落着きたる會釋仕り候處を、脇にて刀を抜き候を見

候て、「そなたは誰にて候や。其方に首は切らせ申さぬ。」と云ひて立上り候が、そ

れより心みだれ、散々未練仕り候を取伏せ引張り、切落し候由。「だまし申さず候

はゞ、見事に死に申す事もこれあるべく候ものを。」と、五郎左衛門隱密話の由。

(二)馬渡六兵衛 名は俊永。七太夫俊昌の子。

八四六 介錯の仕様、相手を力ませてすつくとなつた處を切れ

介錯仕様 (一) 野田喜左衛門話の事 死場にて、正氣なく這ひ廻り候者を、介錯の時

多分仕損じ有るものに候。左様の時は、先づ相控へ、何事にてなりとも力み候様に
仕り、少しすつくと成り候處を、のがさず切り候へば、仕済し申すと承り候。

(二) 野田喜左衛門 能明。鍋島主水家來山口庄左衛門の子で、野田善右衛門清常の養子となつた。元祿八年八月歿。法名本用淨機。

八四七 大木權左衛門、鍋島山城 左京兄弟を馬上から突落す

(一) 大木權左衛門事 (二) 山城殿御方へ、正月十一日に權左衛門參り候處、具足召し、

馬上にて竹刀を持ち、家内の者を相手に成され、御仕合成され候半ばにて候。「權左衛

門、成るまじき。」と御申し候へば、「さらば一槍仕るべし。」と申し、竹刀おつ取り、山

城殿を、馬より、さかさまに突落し申し候。漸く御起き直り、「ま一槍。」と候を、(三)

左京殿御立ち、「某仕るべく候。權左衛門突いて見候へ。」とて、馬上より御仕懸り

候を、又々突きおとし、「正月初に、馬上武者の首二つ取りたり。氣味よし。」と申

して歸り候由。時代の風と云ふ物を、ゆるさるゝだけなり。

(二) 大木權左衛門

知烈。兵部丞知光の次男で小城の御附人となつた主計允知房の子で大木兵部

統清の甥に當る。鐵山と號した。有馬陣に従ひ戰功を立てた。寛文五年十月十七日歿。法名鐵山淨無。

(二) 山城殿 鍋島直弘。(四七一・註一)

(三) 左京殿 神代左京直長(八・註二)。山城の弟。共に鍋島勝茂の子である。

八四八 牛島久次兵衛の堪忍(その一)——「だまりて狂言見候へ」

牛島久次兵衛の事 (一) 寒水にて旅芝居これある時分、久次兵衛綱笠をかぶり、見物人の中を通り候が、(二) けまつれ候て、うつむけに倒れ申し候。久次兵衛草履垣竹にかゝり、はね候に付て、側に居り候見物人の頭の上に落ち申し候。久次兵衛起き上り、「さてく、粗相なる事仕り候。但し我等も仕るべくとは存ぜず、衣裳もよごし迷惑に候。御免々々。」と申して草履を取り候時、右の見物人三四人同道と見え候が、「刀など差し、(三) そなたは人の頭に草履を打懸け、御免々々と申して濟むものか。」と、とがめかゝり候。久次立歸り、笠ぬぎ捨て、「さてく理不盡者かな。我知らずにしたる事ながら、手前の履物故斷りをいふに、聞き立てず、とがめ申すか。こゝは人中なり。外に出で候へ。片端より撫切りしてくるべし。」と申し候。その時、相手色わるく相見え候。久次兵衛又引替へて申し候は、「早く合點いたし候へ。さなければ、そなたの首もなし、我が首もなし。だまりて狂言見候へ。」と申して笠をかぶり、通り申し候。

右の始終たるみなく、實に、(四)ほきれ者と思はれ候。

(二)寒水 セウヅと訓む。三養基郡中原村大字原古賀字寒水。中古時代の驛址である。

(三)けまつる 下二段活用自動詞で、「けまつれ」はその連用形。けつまづくの方言。今も、方言でケエマツルといふ。

(三)そなた あなた(貴方)の意。今も、佐賀言葉として用ひられる。二人稱の敬語に用ふる事もあり、主として「貴公」などいふ意味で、對等又は目下の者に限つて用ひる。

(四)ほきれ者 膽が大きく、果敢な者の意。今も佐賀方言に「ありアほきれもん」などいふが、「ほきる」は、下二段活用自動詞で、今は多く、奮發する、おごる、張り込むなどの意味に用ひてゐる。膽の大きい事から轉じたものであらう。

八四九 牛島久次兵衛の堪忍(その二) —「うぬし、御城にてなくば」

(一)内田氏御話。牛島久次兵衛殿中にて仕形の事 御本丸御式臺にて、御番衆碁打ち

申され候。久次兵衛脇より見物いたし候に、(二)松浦嘉左衛門(洞雲の子、實は甥の由。)

久次兵衛顔を見申され候へば、(三)十面作り申し候。碁にて、せき候て居り申し候

半ばにて、たまり兼ね、拔打仕る所を、(四)有田權之丞脇より取り申し候。其の時、

久次兵衛少ししざり、「うぬし、御城にてなくば。」と一言を残し候。此の一言を其の頃

感じ、「久次兵衛ほどあり。」と申し候。松浦は切腹、權之丞は御腰物拜領なり。久次兵

衛は、(五)筋氣の煩ひにて、時々目を引張り申し候。これを十面作ると、見誤り申さ

れ候なり。

- (一) 内田氏 内田文五郎。伊兵衛某の子で、綱茂の時代に手明槍であつた。
- (二) 松浦嘉左衛門 佐五右衛門入道洞雲の子。
- (三) 十面 澁面に同じ。
- (四) 有田權之丞 名は廣周。權之丞記之子である。元祿十年二月歿。年四十六。法名乾應長號。
- (五) 筋氣の煩ひ 顔面神經痛の如きもの。

八五〇 鍋島直茂、主水茂里少年の氣象を見て養子に定む

助右衛門殿話。 (一) 主水殿御養子の事 直茂公御男子御座なく候に付て、御養子なさ

るべくと思召され、太郎五郎殿十二三歳の頃、御呼寄せ召置かれ、様子御覽なされ候。或時、(二) 筑後の舞々を召寄せられ、御一門衆御寄合ひ、舞御聞きなされ候。羅生門にて、綱、鬼の手を切り、後に取返され候所を舞ひ申し候。一段濟み候て、皆々御感なされ候。直茂公の御後ろに、太郎五郎殿御座候を御見返り、「何と思ふぞ。」と仰せられ候へば、「各々様御感なされ候所は、私は感じ申さず候。唯私共成り申さぬ事御座候。これを感じ申し候。」と御申し候故、「何事にて候や、申せ。」と仰せられ候へば、「鬼の手を切り候事も、札立てに参り候事も、私は成るまじきとは存じ申さず候。今にても参り申すべく候。鬼にまで親孝行の者と思はれ候事、又一夜になり

候物忌みを、母分の人の恨み候とて、門を明けて入れ候様に、ふうけ候事、これこれが私共は成り申すまじき。」と御申し候故、直茂公御見返り、「こしやくなる奴かな。」と御叱りなされ候。此の以後、しかと御養子に御決定なされ候由。

(二) 主水殿 初め太郎五郎と稱した。鍋島茂里。(九六七・註一)

(二) 筑後の舞々 當時筑後の民俗舞曲で、筑後の幸若舞は天正十年山下城主蒲池鑑運が幸若舞の大澤次郎幸次を伴うて下り、家臣田中直種に傳習せしめたことに始つてゐる。現に福岡縣山門郡瀬高町大江に傳はつてゐる大江幸若舞の事であらう。

八五二 小姓志波喜左衛門、主君勝茂の切つた爪を手に載せて數ふ

(二) 志波喜左衛門(最前は福山)御小姓役の時、勝茂公御代には、御家中の者、大身小身に、幼少の時分より御側に召使はれ候。喜左衛門相勤め候時分、或時御爪を御切りなされ、「これを捨てよ。」と仰せられ候へば、手に載せ候て、立ち申さず候に付、「何ぞ。」と仰せられ候へば、「一つ足り申さず候。」と申上げ候。「こゝに有り。」とて、御かくし召置かれ候を、御渡しなされ候由。

(二) 志波喜左衛門 孝之。(四七八・註二)

八五二 中野數馬、御小姓時代から器量を示し自宅で試切りの稽古

(二) 中野數馬御小姓の時、西目にて御鷹野の時分、鶴取飼御祕藏の御鷹にて候故、御

脇差にて鶴を御さしなされ候。敷馬も在合ふ鶴をおさへ居り申し候が、指に御脇差申り、血流れ候へども何とも申さず、「そこを、こゝを、御突きなされ候へく。」と申上げ候由。後日に、「あいつは大膽のわらべなり。」と御意の由。又或時、御腰を御打たせなされ、頓て御寝入り遊ばされ候故、そろりと引取り、御納戸へ糸針御用と申し候て請取り、針をまげ御泉水に投入れ、魚を釣り申され候に、大きな鯛かゝり候を、はね申され候へば針にはづれ、御座の内にはね込み、公の御顔にあたり申し候故、御目さめ御覽なされ候へば、鯛飛廻り申し候。「さては、あいつが仕事。」と思召され、御呼びなされ候へども、御庭にかくれ居り申し候。「どこに居り候や。」と御さがしなされ候に付て、かくれ所なく候故、縁の下よりふと出で、ワンと申し候て、逃げ申され候由。若輩の時分より右の通りの器量にて、廿歳の時分は粗忽手荒く候由。御仕置者などこれある時分は参り候て、頸胴など乞ひ候て宿元へ持たせ参り、庭に据ゑ、ためし首は木の枝に懸け、弓槍にてためし申され候由。

(一) 中野數馬 中野數馬利明(一七・註二)。鍋島勝茂の時の事で、明暦三年勝茂逝去の時は、利明三十歳であつた。

八五三 金丸郡右衛門、殿様を思ふ誠實の一言で無實の罪が晴れる

(二) 金丸郡右衛門籠居御免の節申し達し候事

(三) 鍋島鞆負殿、數年病氣にて御奉公

も相成らず候故、息 (三) 左門殿何卒御用に相立てられ候様にと、彼の御内方思召立た

れ、御側の衆にも御頼み、若輩には候へども江戸御供仰付けられ、御懇ろに召使はれ候。

然る處、寶永三年綱茂公長崎御越しの御留守に石井傳右衛門(年寄役)を左門殿部屋に招

請、御袋も御面談候由。この儀御耳に達し、その座の爲體猥りに相聞え候由にて、傳

右衛門浪人仰付けられ、鞆負殿隠居、左門殿へ半知下され候。内方の事は鞆負殿へ相任

せらるゝの旨に候。右鞆負殿へ仰出一通、金丸郡右衛門前廐内通仕り候と相聞え、

寄親彌平左衛門殿へ御預け、番人附け、御究め數度これあり候へども、素より無實に付て

段々申譯仕られ候。其の半ば、綱茂公御重病に付て大赦なされ、郡右衛門も差免さ

れ、御城罷出で、年寄衆へ申し達し候は、私素より科少しもこれなく候を、無實の

難に逢ひ、御改めに罷出で、一々申披き仕り、一箇條も落度御座なく候。然るを今度

大赦に付て大盗人多久藏など同然に罷免さるゝ候て、有難きとは存じ奉らず候。

然れども殿様御病氣の段、籠居にて之を承り、御機嫌伺ひ奉らざる儀、猶々無念に存

じ罷在り候處、今日罷出で御容體相同ひ候儀、本望至極に存じ奉り候。」と申し達

し候由。郡右衛門直の話なり。此の始終色々口達あり。郡右衛門科これなき事、右一言

にて晴れ申し候なり。

(二) 金丸郡右衛門 一久。初名勘七。軍兵衛貞長(昌登ともいふ)の子で、光茂の時代から祐筆役を勤め、寶永七年四月十九日歿した。年五十一。山本常朝より一つ年少であつた。葉隱に「金丸氏話」が多いが、これは同じく祐筆役を勤めた田代陣基が直接一久から聞いた事を輯録したものであらう。先祖は安房平氏で、金丸彌三郎乘眞建武元年肥前に下向して藤津郡司となり、其の孫美濃守篤眞は小城郡晴氣で戦死し、其の孫眞基は朝鮮、その子孫七眞明は關ヶ原の役で勢州阿野津、その子清右衛門連明は柳河陣で、その子清右衛門恒長(一久の祖父)は有馬陣で、いづれも戦死した。我が海軍創設の功勞者であつた海軍中將子爵中牟田倉之助は其の子孫である。

(二) 鍋島靱負殿 名は茂敬。(諫早系圖には茂意とある)。市正茂村の子である。寶永三年隱居、正徳三年九月歿した。年四十九。法名眞形院顯譽覺了法圓。妻は諫早豐前茂眞の六女で、享保十八年七月歿。法名松源院月譽實潭。

(三) 左門殿 名は敬意。靱負茂敬の子で、寶永四年家督、享保三年八月歿。年廿八。

八五四 澤邊平左衛門切腹と山本權之丞(常朝)の介錯

天和二年十一月十一日 (一) 澤邊平左衛門切腹仰付けられ候。十日夜、内意これあり候に付て、介錯の儀、 (二) 山本權之丞へ相頼み候由申越し候。返書の寫(權之丞廿四歳の時なり。)

御覺悟乍案中に候。介錯の儀相頼まるゝ由、其の意を得候。一遍は御斷りをも申すべき儀に候へども、明日の儀、只今になり何角申す場にてこれなく候故、則ち御

請合ひ致し候。人多き中、私へ仰聞けらるゝ段、身に取り本望に存じ候。此の上は萬端御心安んぜられ候へ。夜中ながら追附御宅へ罷出で、御面に委細申し談すべく候。以上

十一月十日

右返書平左衛門見候て、「無双の紙面なり。」と申し候由。昔より侍の頼まれて不祥なる事は介錯に極り候由。その仔細は、首尾よく仕舞ひ候ても高名にもならず、自然仕損じ候へば、一代の怪我になり候。右紙面常朝控へ置かれ候。

八五五 大野千兵衛、掟を犯し、果し合ひの兄に助勢して褒めらる

(一) 大野千兵衛追腹の事 千兵衛兄何某と、(二) 蓮池の鍛冶(一説他國の(三)とぎとも)

何某と、(四)衆道の遺恨にて双方申し募り候を、一門朋輩、色々扱ひ候へども治まらず、訴へ出で候。その頃、勝茂公は御在府にて御留守の儀、(五)甲州様御捌きなされ候。

右の段聞召され、「相手向に打果すべく候。一人も助太刀致すまじく候。若し見次ぎ候者候はゞ、御仕置なさるべく」と仰出され、高尾細手に垣を結ひ廻し、その内にて討果し候仕組これあり候。その日になり、見物人(六)沓の子を打ちたる如し。鍛冶は先に入り、大野は後に入り、「さても待遠かるべし、暇乞に隙入りたり。いざ。」と云ひて拔

合はせ、切先より火を出し、切結びけり。諸人片唾を呑んで見る所に、大野高股を打落され、はつたりと倒れしと見る時に、何者か垣を破つて飛込み「のがさぬ。」と詞を懸け、鍛冶を只一刀に切伏せたり。大野が弟千兵衛なり。大野も即座に死したり。この事言上及び候處、「堅く仰出され候助太刀、不屈者に候。御仕置なさるべく」御詮議の時分、勝茂公御下國、右一々聞召され、「千兵衛は曲者なり。能く仕たり。目の前に兄を切られ、我が命の惜しきとて、見て歸らるゝものか。」とて、即ち御助けなされ候。さて、甲州様御事は粗相なる御捌き、旅人の往還にて討果させらるゝ事は、以ての外のこととて、きびしく御叱りにて候。右千兵衛は追つて御鷹師に迄仰付けられ、御一代御懇に召使はれ候。この御恩を以て、追腹仕り候由。この事、(七)千々岩長右衛門實母(八)明圓尼、覽え居られ候。右千兵衛子千兵衛は、長右衛門姉嫁にて候。

この事、後年(九)大木道貫話に承り候趣、少々相違あり。道貫話に、(一〇)親兵部幼稚の時分にて、召使の肩に乗り、仕合を見申し候由にて、語り申され候由。高尾細手(二一)ふたつきの北の方に矢來を結び、(二二)構口より見候へば、橋の眞東に當り申し候由。さて大野は早く参り居り、見物人大勢参り居り候へども、相手不参に付、晩景になり候故、最早相手不参と申し候て、見物人段々歸り申し候處に、「唯今参る。」と申し

候て又立ち歸り候。相手は唯一人、刀一本さし、編笠をかぶり、矢來の内に入り、笠をぬぎ捨て、左の手を出し、「たゞしらしい。」と詞を懸け候。その時、大野は諸肌ぬぎ居り候を、脇より押し出し候。刀を抜き、二ミふりかくめ、打ち候時、相手拔合せ、高く受け引廻し、大野が肩より背にかけ切り申し候。かくの如く、二太刀仕り候へども、曾て切れ申さず、皮計り切れ候様に相見え候。その時、弟千兵衛走り懸り、相手を大げさに一太刀に切伏せ申し候。右の段御耳に達し、大野は切腹、千兵衛は御免、後に御鷹師に召成され候。相手は他國のときにて候由。刀持ち申さず候て遅く参り候と、後の沙汰なり。その刀、後日に兵部求め候て、ためし習ひに仕り候が、なまくらに候由。根元、衆道の遺恨の由。千兵衛は追腹なり。

(一) 大野千兵衛 勝茂時代の御徒歩で、明暦三年三月廿四日勝茂逝去の時追腹した。

(二) 蓮池 神埼郡蓮池村(蓮池藩)。

(三) とぎ 研師。

(四) 衆道 しゆだう。男色。

(五) 甲州様 藩池藩祖鍋島直澄。

(六) 沓の子 靴の底の釘。「沓の子を打ちたる如し」は、多數の人が殺到する事の形容。

(七) 千々岩長右衛門 名は敏知。嘉右衛門頼敏の養子で、實は手明槍下村藤右衛門の子である。

(八) 明圓尼 下村藤右衛門の妻。

(九) 大木道貫 大木朝貫。八右衛門、後に勝右衛門と稱した。(八二一・註七)

(一〇) 親兵部 大木兵部丞知昌。(九五・註二)

(一一) ふたつき 佐賀郡巨勢村大字牛島字二接。構口の北方二町程の所。

(一二) 構口 かまへぐち。佐賀市の東端牛島町から高尾 神埼に通ずる出口である。

(一三) ふりかくめ 振りかざすに同じ。

八五六 何某、町人に焼附鉦を突き碎かれ、外聞を恥ぢて黙過す

横尾氏話。何某京都にて刀の鉦はづされ候事 御供立に何某罷登り、當春御借銀御

用にて、江戸より京都へ罷越し候。一タ町人の所へ参り、歸りさまに刀を取り候へば、

抜けかゝり居り申し候。早氣附き、さらぬ體にて暇乞いたし歸り候。扱鉦を見候へば、

(一) 突きたゞらかしこれ有り候由。此の事、心安き衆に、江戸にて話仕り、是非に及ば

ざる次第、御家に恥をかゝせ候と口惜しく候は、焼附鉦にて候故、突きたゞらかし

候て召置き候。手前ならぬ故に恥をかき候。斯様の時分、金鉦をはづさせ候てこ

そ、御外聞迄取り申す事。」と申し候由。

(二) 突きたゞらかす 突いて滅茶々に傷つけること。

八五七 田中彌兵衛、逆恨みの中間に寢込を窺はれ抜打に切捨つ

(二) 田中彌兵衛下人切り候事 彌兵衛江戸詰の時分、中間不届候故、稠しく呵り

申し候。其の夜半時分、階子を上り候音を、彌兵衛聞付け候。不審に存じ、そろりと起き上り候て、脇差をひつたて、伺ひ居り候へば、右の中間脇差を抜き参り候。飛びかゝり、一刀に拔打仕り候。運強き仕合はせに候由、數人の話に承り候。

(二) 田中彌兵衛 久利。光茂時代の侍である。元祿八年八月歿。年六十五。

八五八 高木金左衛門、夜中已れを附狙ふ男達を一刀に切捨つ

(一) 高木金左衛門江戸にて男達切り候事 高木江戸御供にて罷登り候時分、主水殿御家來相良市左衛門罷登り候。金左衛門心安き間に候故、慰みの爲三谷へ参る約束致し、市左衛門は先に遣はし、金左衛門は隙入り、夜に入り罷越し候。土手の中程にて、男達と見え、金左衛門を附け参り候。早見取り候に付て、人通の絶間見合はせ、一刀に切捨て罷通り候由。數馬話承り候なり。

(二) 高木金左衛門 忠永。後、市右衛門盛永と改めた。實は池田太郎右衛門眞忠の次男で、高木與三兵衛盛貞の養子となつた。貞享二年七月歿。法名巖譽涼莊。

八五九 蹴られて黙つてゐる者はすくたれ、蹴つた者は切られ損

(一) 徳久殿殿中にて刃傷の事 徳久何某、人にかはりたる生附にて、ちと、ぬけ風に相見え申し候。或時、客人招請候て鰻膾を仕られ候。その頃、諸人「徳久殿の鰻

膾」と申して笑ひ申し候。出仕の節、何某右の事を申出し、なぶり申し候を、抜打に打捨てられ候。この事御詮議になり、「殿中にて粗忽の仕方に候間、切腹仰付けらるべき」旨申上げ候。直茂公聞召され、「人よりなぶられて、だまりて居る時はすくたれなり。殿中とて場をのがす筈なく候。人をなぶるものはたはけ者なり、切られ損。」と仰出でられ候由。

(二) 徳久殿 天正十二年島原陣に戦死した徳久新右衛門の子孫か、詳かでない。

八六〇 鍋島直茂従者川副小左衛門、神代勝利から小刀を貰つて切腹

(一) 神代勝利より小刀 (二) 得候 川副小左衛門切腹の事 隆信公より御使にて直茂公(三) 千布の住吉の宮にて勝利と御参會成され候。其の節社務より熟瓜出で候を、御小姓川副小左衛門に、「(四)「つくり候へ。」と仰せられ候。則ち手水いたし、作り申すべくと仕り候處、小刀これ無く候。勝利小刀を出され候にて、作り申し候。作り仕舞ひ候時、「其の小刀は、そなたに進じ申す。」と申され候に付、おし戴き、はいり申し候。直茂公御歸り、隆信公へ御用の趣仰上げられ、翌日小左衛門を直茂公御呼び、「小柄を打碎いて見候へ。」と仰せられ候。小左衛門不合點に候を、重ねて御詞あらく仰せられ候に付て、打碎き候へば、上は赤銅にて候が、下は金にて候。「斯様に有る

べしと存じ候。若年の時分より仕立て、不憚の事ながら、行懸り、(四)腹切らねばならぬ。」と仰せられ候故、即座に切腹仕り候由。

(二) 神代勝利。(六五二・註一)

(二) 得候 貰ふ事。今も、佐賀地方では「誰々から貰つた」といふのを「誰々から得た」といふ。

(三) 千布の住吉の宮 今の佐賀郡金立村大字千布に在る村社住吉神社。康和二年攝津住吉宮の分靈を勧請して創設した社で、特に武門の神として崇敬されてゐた。參會の年月は詳かでないが、龍造寺 神代第一回の和陸は天文廿二年で、直茂十六歳の時であつた。勝利は永祿八年(時に直茂廿八歳)五十五歳で歿した。

(四) つくり候へ 「つくる」は皮を剥いで装ふこと。

(五) 腹切らねばならぬ 何故の切腹か。知らぬ事とはいへ、苟且にも敵將から貴重な品を貰つて情實を作つた責任は免れぬとの意味にも解せられる。但し、川副小左衛門が聞書第六勝利の間者小副川左衛門(七二三參照)と同一人であるとすれば、この場合勝利が計畫的に左衛門の功を賞し褒賞として與へたもので、直茂の炯眼之を見抜いたことになる。この見方が妥當のやうである。

八六一 中野奎之助、墨田川船中で無禮を働いた男達を斬る

(二) 中野奎之助隅田川にて男達切り候事 奎之助小船に乗り、涼みに出られ候に、

男達乗込み、様々無作法を盡し、船端にて手水つかひ候處を見すまし、首を打落され候。首は川に落ち申し候。人の見附けぬ様に、手早くからだには物をかぶせ申され候。さ候て、船頭に申され候は、「此の事沙汰仕るべからず、隅田川の上に漕ぎ

登せ、死骸を埋め呉れ候へ。金子を澤山とらせ申すべし。」と申され候に付て、右の如く仕り候。瀉に埋め候處を、船頭の首切落し、直に歸られ、世上に何の沙汰もこれ無く候由。此の時 李之助船に、陰間若衆一人乗せ置き申され候。男伊達を切り候時、李之助申し候は、「其方も男なり。若輩にて切習ひたるがよし。」と申し候に付、死骸を一刀切り申し候。夫れ故後日口外罷成らず候由。

(二) 中野李之助 良純。(四三二・註二)

八六二 千住善右衛門等家中同士の江戸喧嘩、止めを刺すは意趣打

(一) 千住善右衛門討果の事 綱茂公御在江戸、御式臺御使御供等相勤め候人の内、(二) 西二右衛門 (三) 深江六左衛門 (四) 納富九郎左衛門 (五) 石井源左衛門などは若手の器量者、其の内二右衛門は馬藝名人の名を取り候。不斷衣装鏡を立て、木馬にて身形を吟味し、小袖袴の仕立様まで好み、江戸に隠れもなく、馬乗袴と申す事は二右衛門より始り申し候。其の比男達と申す事これ有り候。二右衛門事は屋敷男達の内にて候。幾人ともなく辻切をも仕り候。二右衛門 六左衛門親々大身に候へども、部屋住故従者五六人にて相勤め候。馬上に成らざる事を残念と豫て存じ居り候。然る處に、善右衛門を若殿様附に、馬上にて差越され候。夫れにつき、何れも下座になり、二右衛門 六左衛門は素

より九郎左衛門源左衛門なども、あれ體の者におし下され候事を遺恨に存じ候に付、初めて登りの善右衛門に指南は仕らず、結句色々の事にて手をつかせ、仕損じさせては取懸り、笑ひ匄ひ候。善右衛門奉公しかと、のだち申さざる様に相成り候。夫れ故御斷り申すは是非に及ばず、勤め候時は、彼の四人の者共より仕附けられ候事無念に存じ、討果すべくと存じ極め候と相聞え候。(六)二月朔日御目見以後、「右四人の衆今夜話申すべく候間、私小屋に御出で候様に。」と善右衛門約束致し候。右の宿意はいづれも存じ當らず、二右衛門六左衛門九郎左衛門源左衛門參るべしと申し入れ候。さて善右衛門は馳走など申附け、一階にて書置を認め候半ば、(七)馬渡忠兵衛殿ふと參り懸り候。「客來これ有る筈と相見え候。誰にて候哉。」と名を聞き、「然らば留りて話し申すべし。」と申され候に付、「左様致され候へ。是にちと書き申す物候。」とて、片隅にて書き仕舞ひ申し候。夫れゆゑ書置不埒にこれ有りたる由なり。後御目付(八)石井傳兵衛も參り合ひ候を、色々申し候て歸し申し候由。これは主水殿へ心安くいたし候に付て、傳兵衛難を遁し申す心入なるべしと、後に沙汰これ有り候由(此の一事は主水殿家の話なり)。さて二右衛門六左衛門九郎左衛門參り、源左衛門は障り候て參らず候。終夜の馳走にて、夜明方に何れも「歸り申すべし。」と申し候を、善右衛門申

し候は、「粥を煮させ申し候。間御控へ候へ。」と申し候。「いや粥は望もなし。」と六左衛門九郎左衛門は起上り居り申し候。二右衛門起直り候處を、善右衛門居直り、「覺えたか。」と拔打に首打落し申し候。忠兵衛飛び懸り、善右衛門脇差持ち候手をひしと取り申し候時、「そなたは構ふ人にてなし。」と突きはなし候へば、忠兵衛びん口に疵附き、二階より下に落ち、絶入仕り候。さて夫れより直に九郎左衛門に切懸り申し候故、拔合はせ火を散らし切結ぶ。六左衛門は何とも心得ず、意趣の覺はなし、双方朋輩なれば何とすべきやと、先づ脇差を抜き、二人が勝負を伺ひ居り候。然る處に善右衛門下人兩人拔身を持ち、階子を上り、六左衛門の脊中を二刀立割に切附け候。六左衛門ふり返り、たゞみ打に打ち申し候に付、下人どもは上り得ず、下に居り候。又二人が勝負を伺ひ居り候處に下人共下より上り候ゆゑ、又叩き落し、幾度ともなく追下ろし申し候。然る處に九郎左衛門打倒れ候。其の時六左衛門詞をかけ候は、「善右衛門是はどうか。」と申し候へば、「其方も、のがさぬ。」と切懸り候。心得たりとて切結び、双方數ヶ所手負ひ、時を移し候處、九郎左衛門切伏せられながら、善右衛門が飛廻り候あたりを、見すまし、寝ながら、「口惜しい」と云うて、横にはらひ、善右衛門が高股打つて落し候に付て、則ち打ちまろび候。六左衛門乗懸り、止めをさすべきと仕

り候が、ふと存附き候は、「我に意趣の覺なし、とゞめをさせば意趣打になる。是は是非なく切りかゝられて、切捨て候ものなるべし。」と。扱未だ九郎左衛門 善右衛門は息通ひ居り候へば、「誰ぞへ引合はせ置きたし、三人ながら切死し、我一人生きて居て、後日に證據なし。さらば御目付に申し達すべし。」と存じ候へども、深手を負ひ氣分悪しく候を齒嚙をなし大小さし、扱階子を下り候時に、定めて下には下人共、待懸け居るべしと存付き候へども、のがれぬ所と覺悟を極め、かけ下り候へば、下には一人もなし、是を幸に石井傳兵衛小屋に参り、右の次第申達し候へば、始終を聞いてから、「我等一人承りては見分も罷成らず候間、同役へ仰達せられ候へ。」と申す。此の時の遺恨一生散ぜず候由。然れどもよき様に取合ひ、最早打倒す氣分に候へども、唯（九がばかりにて、（二〇）福地市郎兵衛小屋に参り候へば、老人打ちわらひ、「さてく若い衆は左様にあらでならず、我等参りて見届け申すべし。」と則ち連れ立ち、出で申され候。此の時の嬉しさ終に忘れられず候由。扱市郎兵衛高股立取り、血の中に踏みぬかり、二人に詞を懸け候へども物言埒なし。書置を見申され候へども不埒に候故、「此の分なり。」と立出で申され候へば、善右衛門は間もなく相果て候。九郎左衛門は疵癒え申し候。右の次第言上に及び、九郎左衛門 六左衛門何の事もなく相濟み候。是偏に、とゞめさし申さざる

處、意趣討にてこれ無き證據に相成り候てなり。六左衛門始終の働、偏に運に叶ひたる事共にて候。切合ひ候時脇差がよわくして思ふ様になく、木刀がな打倒してくれんものと計り存じ候由。右の始終六左衛門直の話、常朝承り候と、二こ壽量庵にての話なり。相違も、これ有るべく候へども、此の如く承り覚え候。九郎左衛門は疵平癒、以後御番を一度相勤め、間もなく餘の病氣にて相果て申し候由なり。扱又二右衛門右の仕合せに付、親五太夫子これ無く、小川舍人弟養子仕り、盃事の節申渡し候は、「二右衛門事、當の太刀を討たず相果て候。武運に盡きたる者にて候。子々孫々に至る迄二右衛門が弔仕るまじく候。斯様の者の跡を弔ひ候へば、冥加盡き申す事に候。我等今迄弔仕らず候。此の事屹度申渡し候」由、申し候なり。忠兵衛沙汰あり、武藤善兵衛忠兵衛縁組仕り置き候。此の後武藤より縁切り候由なり。

(一) 千住善右衛門 兼之。久左衛門重之の嫡子。本文切死の時は三十三歳であつた。

(二) 西二右衛門 道一。五太夫道全の嫡子。

(三) 深江六左衛門 尙持。實は關千左衛門尙利の子で、深江吉右衛門昌武の養子となつた。深江氏先祖は、高來郡深江村地頭で、安富を姓とし、伯耆守純治天正中龍造寺隆信に仕へ、島原陣で隆信と共に戦死、其の子純泰一族二百餘人と共に佐賀に來り住み、姓を深江と改めた。昌武はその孫である。尙持後に御年寄役に進み、寶永六年八月廿三日歿した。年六十八。山本常朝と同時に代の人である。

(四) 納富九郎左衛門 九郎左衛門利房(六一五・註二)の次男。

(五) 石井源左衛門 正澄。(二三七・註五)

(六) 二月朔日 延寶元年。

(七) 馬渡忠兵衛 俊親。天和四年二月歿。本文「絶入」は氣絶したと。

(八) 石井傳兵衛 信宗。淡路茂宗の四男で、鍋島主人武興の弟である。寶永六年五月六日歿。年

七十五。法名鐵關宗無。

(九) がばかり 我ばかり。意地 我慢。

(一〇) 福地市郎兵衛 重忠。六郎右衛門家定(九四一・註二)の次男で、吉左衛門貞長(四四九・註

二)の弟である。延寶八年二月歿、法名月叟道珊。

(一一) 壽量庵 山本常朝の黒土原草庵附近にあつた庵で、寶永七年八月常朝がこゝに留守居をした『壽量庵中座の日記』がある。

八六三 秀島二右衛門、口論に負けて同僚高木與右衛門を打果す

(一) 秀島二右衛門打果の事 二右衛門 (二) 高木與右衛門兩人ながら、光茂公の御側衆なり。(三) 三月廿八日に與右衛門宅へ二右衛門見舞申し候。出合ひ候へば、「何か御隙入相見え候」由申し候處、「唯今灸治仕かゝり居り候。」と申し候故、「さらば歸り申すべし。」と申して暇乞致し歸り申し候。暫くして又參り候に付出合ひ候處、唯一打に大袈裟に切殺し候。女房驚き走り出で、與右衛門を抱き立て候へば、二右衛門は庭の方へ下り申し候。女房聲を立て、「下人共、あれ切留めよ。與右衛門殿を切殺したぞ。」

と申し候に付て、下人共駈付け候へば、二右衛門は早自害致し、相果て候。書置には、與右衛門と口論致し、我等ひけを取り申すと沙汰御座候に付て打果し候。」とこれ有り候由。終に沙汰なき事なり。亂心と相聞え候。双方跡式潰れ申し候。與右衛門屋敷は後家に下され候。(四)原權兵衛姉なり。右屋敷に付話あり。

(二) 秀島二右衛門

名不詳。元祿の始切米十五石を受けてゐた。

(三) 高木與右衛門

次郎左衛門の子。この時四十五歳。

(三) 三月廿八日

元祿八年。

(四) 原權兵衛

玄篤。初名清右衛門(五二六・註二)。屋敷は今の佐賀市鷹匠小路であつた。

八六四

鶴五郎右衛門、辱しめられて同僚福岡安右衛門を打果す

鶴五郎右衛門打果の事

五郎右衛門御能役にて、夜中歸り候節、御城にて、刀見え

申さぬ由申し候に付、穿鑿住り候節、福岡安右衛門申し候は、「土の刀を失うた

と申す事有るものか。」と、恥しめ申し候。刀は置處違ひ候や、又餘人直し候や、脇

より見出で候て歸り申し候。五郎右衛門此の一言を憤り、翌朝早天に安右衛門宅へ仕

かけ、打果し申し候。子供兩人出合ひ、五郎右衛門を打留め申し候。五郎右衛門は部

屋住にて候。安右衛門跡式潰れ申し候。子供への仰渡に付て話これ有るなり。扱又安

右衛門姉屋敷内に居り申し候が、「右切合の節は水汲に參り居り、懸合ひ申さず、事濟

み候てより参り候。山申し出で候。尤も御構これ無く候。右の者は青木八郎兵衛組の者にて、(二)大木左助組内にて候。右の様子左助承り、「必定逃げ申す爲と相見え候。早朝の事にて候に、懸合ひ申さぬ筈にてこれ無く候。組内にすくたれ者置いてはならず、様子を聞くべし。」とて、潜に右の者を呼び、座敷にて直に究仕られ候。此の者申し候は、「此の上は是非もなき事に候。有體は私駈附け見申し候に、子供兩人にて中々手に及び申さぬ様子にて候故、棒にて先づ五郎右衛門刀を打ち、たゞきふせ、子供へ切らせ申し候。左様に申し候へば、子供外聞悪しく候故、私は参り合はせず、子供計りにて仕留め候と、申し出で候。由申し候に付て、潜に褒美仕られ候とも申し候。又五郎右衛門下人は、宿元へ歸り候に付て、生害仰付けられ候由。

(二) 大木左助 八右衛門道貫(八二一・註七)。本文の青木八郎兵衛は大木組にはゐない。廣木八郎兵衛の誤であらう。鶴五郎右衛門 福岡安右衛門共に不詳。

八六五 すはといはゞ眞先、「この六郎左衛門より先には一人もやらぬ」

(二) 永山六郎左衛門組の者へ物語の事 組の者振舞の節、六郎左衛門申し候は、「秋津島といふ事を知りたるや。」組の者ども、「存ぜず。」と申す。「日本の事なり、その日本

秋津島は廣きものと思ふか、狭きものと思ふか。」と問ふ。何れも、「廣きもの。」と申す。「その廣きものを六尺の棒にて打ちたれば打當つべきか、打迦すべきか。」と問ふ。皆、「打當て申すべし。」と申す。「ざつと濟みたり、よく心得たり、確とさう覺えよ。然らば今天下泰平なりと雖も、不意は今の事も知れず、若し唯今にても、すはといはゞ三十人の其方共を召連れ、眞先に進んで命を捨てん事、六尺棒にて日本秋津島を打當つるよりは慥なる事なり。この六郎左衛門より先には一人にてもやらぬなり。心得たか。」といふ。皆、「心得ました。」と勇み進む。「然らば飲め。」とて、飯器にてもり渡し、飲ませ候由。

(二) 永山六郎左衛門 名は貞宣。祖父九右衛門永興は元川上神社の大工で、鍋島勝茂の時棟梁となり、上方御普請に御用を勤め、其の子十兵衛貞明、物成百十六石餘を拜領。貞宣は究役鐵砲物頭となつた。貞享二年四月八日歿。年五十四。幕末時代鍋島直正(閑叟)に仕へて忠勤を勵んだ永山十兵衛貞武(三水)は其の後裔である。

八六六 陣屋での嗜みが肝要、ちよつと坐るにも敵陣に近く

(一) 松浦洞雲有馬話の事 洞雲申され候は、「若年の時分、(二)有馬陣に罷越し候。今存じ候に、防戦の場にての手柄は、仕合はせ次第にて候。陣屋にての嗜みが肝要にて候。嗜みと申すは一寸なりとも敵陣の方へ坐り候者は、諸人剛の者と見申し候。夜話などもこれあり候が、先の陣屋へ参り候は、よく見え申し候。後の陣に参る者は、

早臆病者と見え申し候。若き衆の心得置くべき事。」と申され候由。(三)馬場氏話。

(一) 松浦洞雲 松浦佐五右衛門透運の事。(三九五・註一) 出陣は廿八、九歳の時である。

(二) 有馬陣 寛永十四五年に互つた島原の亂をいふ。

(三) 馬場氏 馬場權太郎重寛。十兵衛重員の子である。元祿二年父重員 祖父重好共に浪人し、

後重寛早世して家を繼がなかつた。

八六七 士は義理の爲に命を捨つるが本意、取違へると恥をかく

(二) 牛島新助雜言申し候事 御禮日に登城の面々、御式臺に集り居り候中にて、或

人新助へ申され候は、「そなたの屋敷の林は、扱々見事にて候。よき竹にて候。御

城下には外にこれ無く候。普請用に竹を所望申し度し。」と申され候。新助申し候

は、「其方の女房の様に、拙者が屋敷の竹は賣物にてこれなく候。序に尋ね申すべし。其

方の女房は離別なされ候へば、其の女房のもたれ候子には定めて跡はくれらるまじきと

存じ候。如何なされ候や。」と、にがしく申し候に付て、返答もなく赤面にて座

を立たれ、無興の由。又或人江戸御供に罷登られ、御下り前に、「女房に土産の帷子調へ

候。」と話し申され候に付て、(二)中野金右衛門申し候は、「それは前の内儀へか、今

の内儀へか。」と申し候。返答なし。又申し候は、「前の内儀へ土産なりとも持つてご

ざらずば、よくあるまい。」と申し候。一座無興にて候。是は先年金丸氏話に承り

候。士は義理の爲に身命を捨てゝこそ本意なれ。古の事を聞いても今涙を流すものなり。一度義理を取違へ候者は、行先々々にて恥をかき、而あてのみにあひ、それも恥と思はぬは士畜生なり。

(二) 牛島新助 眞家。清右衛門眞經(七八七註二)の孫で、父は清右衛門眞良といふ。寛延二年十月歿。

(三) 中野金右衛門 近右衛門貞明の事であらう。數馬利明の三男で、中野近右衛門弘明の養子となつた。享保十七年二月十五日歿。年六十。法名眞是院不性日善。

八六八 牛島新五郎、蟄居飢死を覺悟に科なき女房を離別せず

(二) 牛島新五郎女房の事 新五郎事、綱茂公御懇に召使はれ候處、女房の兄權藤七兵衛、惡所へ参り候事懸然に付て、江戸にて御仕置仰付けられ候。綱茂公は、惡事見懲しの爲と思召され、一門端々迄きびしく遠慮仰付けられ候。新五郎儀も小舅の惡儀に付て、早速江戸より差下され、蟄居仕り候事三年にて候。その内に一門同組共より申し候は、「是非共女房に暇を出し候へ。その時は元々の如く召使はるべき事に候。今四石の身代にて、何をながらへ申すべきや。」と、度々意見申し候へども、新五郎承引仕らず、「全く女房にほだされ、暇を出し申さぬにてはこれなく候。我が身よかるべきとて、科もなき女房に暇くれ申す事は、義理なき事に候。飢死いたす覺悟に極め候

間、御構おかまひあるまじく。」と申し候由さふらふよし。

- (一) 牛島新五郎 名は重胤。兵左衛門重忠の子である。寛永五年手明槍、享保元年侍となり、元文元年歿した。法名淨空。此の事、元祿十年の出来事で、小石千右衛門 野田二右衛門の兩名も七兵衛と同罪で苗木山牢屋に入牢、追つて切腹仰付けられた。(五二三参照)
- (二) 四石の身代 蟄居中のあてがひをいふ。

八六九 鍋島左太夫、舅浪人の故を以て斷じて科なき嫁を去らす

(一) 鍋島左太夫嫁の事 左太夫子、(二) 内藏之助女房は小川舍人娘にて候。舍人浪人、綱茂公思召入これある由に付、御代になり候てより、左太夫へ、「是非々々嫁を返し申され候様に。」と申したる人これあり候へども、「科もなきを返し申す事は、たとひ如何様に不首尾に候とても、罷成らず候。」と申し切つて居られ候。右嫁程なく死去にて候故、(三) 石井縫殿娘縁組にて候。この節も、舍人近縁の事に候間、しかと無用と申す人多く候へども、「とかく縁柄の儀に候へば、彼一類より取らねばならぬ。」と申し、又々縁組仕られ候由。

- (一) 鍋島左太夫 名は種之。鍋島内記種世の子。一溪と號した。享保十六年正月廿七日歿。年八十九。法名一溪宗無。墓は神埼郡仁比山村種福寺にある。

- (二) 内藏之助 名は種良。初め平兵衛内記與十郎と稱した。享保九年六月晦日歿。年五十。
- (三) 石井縫殿娘 石井勘解由常尙娘の誤。即ち石井縫殿常興の妹である。常尙の妹(石井縫殿常辰の娘)は小川舍人俊方(七九二・註一)の妻。常興の後妻は俊方の養女で、小川と石井とは縁邊で

ある。左太夫一家の墓は種福寺にある。

八七〇

刀が折れたら手や肩で仕合ひ、肩を切られたら敵の首を喰切れ

(一) 大木前兵部勇氣勸めの事

兵部組中參會の時、諸用濟みてよりの話に、「若き衆は

随分心掛け、勇氣を御嗜み候へ。

勇氣は心さへ附くれば成る事にて候。刀を打折れば手

にて仕合ひ、手を切落さるれば肩節にて (二) ほぐり倒し、肩切離さるれば、口にて、首の

十や十五は、喰切り申すべく候。」と、毎度申され候由。

(二) 大木前兵部

名は統清。

兵部丞知光の子である。先祖は宇都宮氏で、狩野將監泰氏、吉野朝

時代征西將軍宮懷良親王に従うて九州に下り、各地に轉戦して功あり、筑後國三池上妻山門各

郡を領し壹州の守護を兼ねた。舍人助資知の子佐渡守知長山門郡大木城主となり、始めて大木氏

を稱した。六代の孫鎮堯、天正九年柳河城主蒲池鎮並父子一族が龍造寺隆信に誘殺された時大木

一族大半と共に殉死し、その後鎮堯の子知光は大木城を守つてゐたが、隆信島原戦死後鍋島直茂

柳河城に入り筑後の大半を従ふるに及び、知光は直茂の勧誘に應じ、一族郎黨八十餘人を率ゐて

鍋島氏に屬するに至つた。これ大木氏が鍋島家に從屬した始めである。次いで天正十四年龍造寺

政家知光を肥前に招いて采地を養父郡瓜生野 (今の三養基郡鳥栖町) に與へ、後同地が小早川隆

景の領地になつたので、代地として神埼郡横田村 (東脊振村) を與へた。統清は永祿十一年筑後

大木城に生れ、初名半介、母は同國矢鳴氏の女である。天正十一年十六歳の時豊後大友義統の諱

を授けられて加冠し、隼人助統清と稱し、後兵部丞に改めた。父知光が鍋島直茂に歸服した時、

統清は父の命によつて豊後大友氏の許に赴いたが、居ること二年、天正十三年肥前に歸り、父子共に直茂に従うて筑後に出陣し、柳河陣、八院の役などに加つた。後朝鮮陣に従ひ戦功あり、關ヶ原役にも従ひ、有馬陣（島原の亂）には七十一歳で從軍し特に殊勲を立て、寛永十七年七十三歳の時一門によつて大木組が編成され、その大物頭（寄親）となつた。本文組中參會とあるのはこの大木組の事である。又寛永十九年、藩主鍋島勝茂が筑前藩主黒田忠之と共に長崎防衛の重任を受けて下國した時には統清もこれに従うて下り、勝茂の命により七十五歳の老齡を以て先づ長崎に赴いて浦々島々を檢分し、番所を神ノ島に設け、爾來佐賀藩御番の宰領として盡瘁する所多く、その頃肥筑兩藩の不和を慨き、監司井上筑後守に談じて兩藩の和親を圖るなど斡旋大いに努めた。これより先、鍋島直茂直傳のカチクチの軍法を編制し（一・註二五）、又正保元年肥前國繪圖作成の事に携り、慶安四年五月には、勝茂の命により特に老功者の故を以て視聽覺知抄 先考三以記の編纂に關與する等（一・註二七）、文武兩道を通じて終生佐賀藩創業の基礎を固むることに貢獻した。慶安四年九月廿日歿。年八十四。法名譽翁宗清居士。墓は神埼郡東脊振村大字大曲字横田西往寺にある。其の歿するや、藩主勝茂は「主水安藝（鍋島主水茂里 同安藝茂賢兄弟）死して後當家に武功ある者は唯兵部のみで、我之を錫^{にそののち}裂と謂つたが、我に先つて死んだのは殘念至極である。」と痛惜し、筑前藩主黒田忠之も使者を遣はして賻物を靈前に供へた。葉隱と同時代の物と思はれる『老士物語の箇條覺書』には、「大木兵部每朝大小拭ひ、飯後出宅に拭ひ、歸りて拭ひ、寢候時拭ひ申され候由。」とある。本文前兵部とあるのは孫兵部丞知昌（元祿三年歿）に對した稱呼で、單に大木兵部と書いた寫本もある。大木伯爵家は統清の末弟知明から出た傍系で、喬任遠吉兩伯の墓も西往寺にある。大木一族の略系は左の通りである。（六六九參照）

知 兵部丞
光

統 兵部丞
清

知 主計允(小城御附人)

知 權左衛門
烈山

知 彌右衛門
照

知 兵部丞
勝右衛門
昌

知 權之允(小城御附人)

知 正左衛門(大木市郎祖)
傳吉(大木傳之進祖)
親忠

知 正兵衛(大木民平祖)(伯爵家)

左 八右衛門
勝右衛門

朝 貫(以下略)

朝 勘解由

知 內藏助(大木平吾祖)

知 次大夫
堯

(一) ほぐりす倒す 押しこくつて倒すこと。

八七一

石田一鼎、舊領地の者を使はずば名公方と、綱吉新將軍を評す

綱吉公御世替りの時

一鼎見立ての事

(二) 嚴有院薨御、綱吉公御代になり候事相聞え

候に付て、石田一鼎梅の山より (二)岡部見理へ見舞ひ候て、「新將軍は何と御考へ候や。」と申され候へば、「そなたは何と思召し候や。」と申され候に付て、(三)「館林より一人も手元に召使はれず候はゞ、良き公方にてこれあるべく候。是より外當然の考これなく候。爰にてよしあしを見申すべく。」と申され候へば、見理申され候は、「我等も左様に見申し候故、開合はせに江戸に遣はし候が、未だ返答これなし。」と申され候由。

- (一) 嚴有院様 將軍德川家綱。薨去は延寶八年五月八日である。年四十。
(二) 岡部見理 岡部宮内重利入道賢理のこと。(二〇二・註二)
(三) 館林 綱吉の舊領地上野國館林。

八七二 小山平五左衛門の母衣脱ぎ話 「二十人一度にはらり」

(一) 小山平五左衛門高麗にて母衣脱ぎ候事 (二) 高麗御陣の中、高き所より、直茂公、下を御覽なされ候へば、母衣武者ども、皆母衣を脱ぎくつろげ居り申し候。公以ての外御立腹、「陣中にて、物具を脱ぐ事不覺悟なり。何某參つて、母衣を一番に脱ぎ始め候者を、承りて參るべし。その締り申附くべし。」と仰せられ候。御使參り、右の如く申し候へば、何れも驚き、「何と申上ぐべきや。」と申し候時、小山平五左衛門申し候は、「廿人の母衣武者共、目と目をきつと見合はせ、一度に母衣をはらりと取り申し候。」と

申す。御使歸りて申上げ候へば、直茂公、「にくい者共かな。それは小山平五左衛門が申すべし。」と仰せられ候由。小山は（三）龍造寺右馬大輔殿の子、武勇の人なり。

（二）小山平五左衛門 名は茂成。初め龍造寺太郎九郎信成といひ、龍造寺伯耆守盛家（入道日勇）の曾孫である。平五左衛門、小山氏を名乗つて鍋島直茂に仕へ、四百廿石を知行し、元和二年三月歿した。法名天安龍眞。

（二）高麗御陣 朝鮮征伐。

（三）龍造寺右馬大輔 名は信門。日向守信以の次男で、實は朝日近江入道宗贊の子。天正十二年三月廿四日島原陣で戦死した。

八七三 福地吉左衛門態と酩酊し、主君の鶴料理接待に氣轉を利かす

（二）福地吉左衛門鶴料理の時御請けの事 勝茂公御客御振舞ひ、鶴の御料理御座候に、御客人仰せられ候は、「御亭主様は白鶴黒鶴など上り分けらるゝと承り候。その通りに候や。」と御申し候に付、「成程たべ分け申し候。」と仰せられ候。「さうば唯今の御料理は何と上り候や。」と御申し候に付、「眞鶴にて候。」と仰せられ候へば、御客分、「いかにしても不審に御座候。御膳方の衆御出し候へ。承るべし。」と候に付、「福地吉左衛門参り候様に。」と仰出され候。この事吉左衛門物陰より承り候て、御臺所へ参り、大盃にて數盃續け酒を呑み居り候處、召させらるゝと度

度申し來り候へども罷出でず、暫くして御座に出で候へば、御客方御尋ねなされ候。吉左衛門不舌になり、「白黒鶴、いや眞白鶴、黒鶴。」などと埒もなく申し候に付て、公御叱りなされ、「たべ酔うたるさうな、引取り候へ。」と仰せられ候由。かねて勝茂公の御意に、「人は四段ありと思ふなり。急々、急だらり、だらり急、だらりくなり。急々はなきものなり。福地吉左衛門などは急々に似たる者なり。だらり急も少なし。中野數馬どもなり。急だらりは多し。大方だらりく計り。」と仰せられ候由。

(二) 福地吉左衛門 貞長。(四四九註二)此の項四四九參照

八七四 老巧者の筭盗人詮議、「あつさり云うて人を助けてはどうか」

(二) 或御方筭盗御改の事 或御方へ請役所役者中御振舞これ有り候節、筭失ひ

候人これ有り候へども、其の分にて歸られ候。その様子、家老も見取り候に付て、

客人歸り候後、主人へ申達し候に付て、先づ、「表門裏門、所々の外口鎖おろし候

様に。」と申附け、詰中上下残らず御寄せ、直に御申し候は、「我等身上滅亡一夜限に

候。客人を招いて道具を失はせ、明日より人に面を合はせらるゝものか。今詮議をして

我こそ取り申し候とは申すまじく候。此の上下數人の内に取りたる者有るには極りた

り。然れば是非なき事ながら、家老を始め片端より手打を致し、明日より我等は引入る覺

悟に極めたり。いかにしても利なき者を數人殺し候事不憚なり。夫れにても斯様にせねば一分立たざる所なり。いづれ死ぬ命なれば、是にて涼しく云うて人を助くるにては有るまいか。」と御申し候時、「私盗み申し候。」と申出で候。則ち下屋敷にて生害とも申し、又手打とも申し候由。或人の話なり。二三手ばしき御働、今時珍しき事なり。謙信などの風儀とも申すべきや。

(二) 或御方 殿様又は御親類四家の内であらう。家老を始め手打云々とあるから、目上の人であることがわかる。

(三) 手ばしかし 手ばしとし、に同じ。敏捷。機敏。(此の項、二七二参照)

八七五 鈴木正三佛法の弟子岩村内藏助が生死一如の最期

(一) 岩村内藏助最期の事 内藏助は (二) 三極流の軍術を傳へ、(三) 正三の佛法をも直授せられたる由に候。病氣もこれ無く、庭を廻られ候へば、氣色悪しく成り候故、座に入り、打臥し申され候に付、内方驚き、いだき起され候へば、眼をくわつと見開き齒嚙をなし、正三風の發起を出し、其の儘臨終の由なり。正三弟子に、是程に修したる人は有るべからず。一大事の所なり。

内藏助は、姉川村庄屋の子にて候。勝茂公御鷹野の時分、御供の衆見立て申され、忠直公の御小姓物書に召出され候。御死去の後、勝茂公より光茂公へ相附けられ候。

(四) 三人の内なり。岩村百武生野なり。

(一) 岩村内藏助 貞昭。(四〇一・註三)

(二) 三極流の軍術 由井正雪の兵法。(一〇一四參照)

(三) 正三の佛法 鈴木正三の佛法。正三は徳川初期時代の佛道家で、常に死を視ること生の如く、生死一如、専ら死に勝つことを練磨した人である。本文に依つて内藏助が正三の直弟子であつたことが知られる。明暦元年正三遷化の時は、内藏助三十九歳、又元和三年内藏助が生れた時は正三が三十九歳であつた。(一〇八二參照)

(四) 三人の内 他の二人は百武伊織兼久 生野織部孝時である。(四〇一參照)

八七六 奉公の心入は下目な役になつても氣味をくさらさぬ事

(一) 生野織部教訓の事 常朝年若き時分、御城にて寢酒の時、織部殿申され候は、

「奉公の心入の事申せと、將監殿申され候故、心安に付て申し候。我等は何も存ぜず

候。さりながら首尾よく召使はるゝ時は、誰も進みて奉公をするなり。下目な役になり

候時、氣味をくさらかす事あり。これが悪しきなり。勿體なきことなり。只今、結構な

役仕る者に、水汲め、飯たけと仰付けられ候時、少しも苦にせず、一段すゝみてする

がよしと、我は覺えたり。年若くして而も氣過ぎに見え候間、心入るべし」と申され

候由。

(一) 生野織部 孝時。(四〇一・註二)

八七七

生野織部は實義第一、食事半ばにも召さるれば罷出る

生野織部食事半ば召させられ候時申され候事

織部殿 (二) 小川殿兩人御城にて支

度半ばに、「織部殿召しまする。」と申し候に付て、其の儘立つて手水使はれ候。舍人申され候は、「年配にも似合ひ申さず候。先づ支度御仕舞ひ候て御出で候へかし。」と申され候へば、「それは利發人の事なり。我等は召しますと聞いてより食物の味がせぬ。」と申して罷出でられ候由。すべて實義第一の人なり。それ故、子孫よきかと思はるなり。

(二) 小川殿

小川舍人利清。又はその子舍人俊方の事であらう。共に年寄役であつた。生野織部孝時(四〇一・註二)は貞享二年歿で、「年配にも似合ひ申さず候」とあるから、晩年の頃の事であらう。舍人利清は、それより十四年前寛文十一年に歿してゐる。故に、小川殿とあるのは、子舍人俊方の事かと思はれる。(七九二・註一)

八七八

志田吉之助曰く「若い時苦勞をして老後死際には寢てゐる様に」

(二) 志田吉之助一期の積り申し候事

吉之助申し候は、先づ息の切るゝ程走る時

は、せつなきものなり。走りつきて立つてゐる時、殊の外心よく、それより下に居れば又よし。それより横になれば又よし。それより枕をして篤と寢れば又よし。人の一代も斯くの如くなるべし。若き時、随分苦勞をして段々と心安く仕成し、老後死際には寢て居る様

にありたきなり。初めに寝ては後骨折るなり。後迄骨折り、一生苦勞にて終るも殘念となり。この事、二三下村六郎右衛門話なり。

吉之助話に、「人は低うなるほどよし。」と申し候事、此の話に似申し候なり。

(一) 志田吉之助 良正。(四九・註二)

(二) 下村六郎右衛門 綱茂の時、手明槍であつた。傳不詳。

八七九 力の抜ける程酒を呑むはすくたれの基、上野利兵衛の不覺

(一) 上野利兵衛下人の事 利兵衛江戸雜務目付にて居り候時分、御歩行目付 (二) 橋

本太右衛門と酒をたべ、性根もなく酔ひばれ、兼て年若き手男に心安く使ひ候者これあり、右の手男を連れ、小屋に歸り候が、道々ねだり言をいひ、小屋の前にて、手男を切り申すべしと仕り候ところを、手男(も)小尻返しをして利兵衛と組合ひ、下水に利兵衛落ち入り、手男は上よりおさへ居り申し候。その時利兵衛下人駈附け、「上が利兵衛様か、下が利兵衛様か。」と申し候時、「下が利兵衛ぞ。」と申し候に付、手男を一刀切り申し候。手男はその儘起き上り、薄手ゆゑ逃げ申し候。この事御究めになり、利兵衛は(巴)苗木山の牢屋に入れ、後に縛首にて生害仰付けられ候。利兵衛事、この前江戸相詰め候時分、町方借屋にて下人手向ひ候を打捨て候。その仕廻よく候處、と

の度の仕廻言語道斷なり。力ぬけ候様に酒を呑むは、すくたれの基なり。右下人は多久の者にて候。太右衛門は究め半ばに自害仕り候なり。

(一) 上野利兵衛 孫右衛門某の子、傳不詳

(二) 橋本太右衛門 傳不詳。この事、寶水 正徳頃の出來事である。

(三) 小尻返し 刀のこじりを刎ね返して手向ふこと。

(四) 苗木山 江戸鍋島屋敷の一部。(七六一・註一〇)

八八〇 老臣神代三左衛門、死を賭し、粗暴の若殿を極諫して容れらる

(一) 神代三左衛門御意見申上げ候事

(二) 右兵衛様御年若の時分は物毎手荒く御座な

され候。御側に御氣に入らざるもの居り申し候に、その者の女房の事を様々悪口を扇に御書きなされ、餘の者に仰付けられ、「これを見せ、彼者が仕様を聞かせよ。」と仰付けられ候。彼者に見せ候へば、誰が仕りたるとも存ぜず、扇を引きさき申し候。此の事を、まつすぐに申上げ候へば、「主人の書きたる物を引きさき、無作法者、切腹。」と仰出され候。其の時三左衛門罷出で、色々御意見申上げ候へども、曾て御納得遊ばさるべき様子にこれなく候。三左衛門申上げ候は、「こればかりにて候はゞ仰せにも従ひ申すべく候へども、御心直り遊ばされず候はゞ、以後まで斯くの如き事、絶え申すまじく

候。最早もはやよき頃ころ迄まで生き申し候間、唯今御手打に逢ひ申すべく候。ながらへ候て斯様の事ばかり見聞き候ては、生きたる甲斐も御座なく候。私を御手打なされ候はゞ少しは思召し直さるゝ事も御座あるべく候。平に御手打。」とはひかり涙を流し申上げ候に付て、ひしと御行詰りなされ、「さてく尤も至極の事、汝が志にて我が心忽ち直りたり。即ち助けよ、以後にも死罪申附くまじ。」と御意なされ候。「しかと左様に思召し直され候や。」と御詞をかため、引取り申し候由。此の後、御慈悲心御出来なされ候由。

(一) 神代三左衛門 佐賀藩御親類四家の一、川久保神代家の臣である。或寫本には十兵衛とある。

(二) 右兵衛様 第四代佐賀藩主鍋島吉茂。光茂の子で、初め右兵衛と稱し、寛文六年三歳の時、神代左京直長の養子となり、神代彈正直利と改め、元禄六年家督を繼いだ。後本藩主兄綱茂男子なき爲、寶永二年四十二歳の時、綱茂の養子として本藩に歸入し、翌三年綱茂逝去、四年五月封を襲いだ。本文は神代家相續の頃の事である。享保十五年三月十八日歿。年六十七。法名法性院殿健嚴良勇大居士。墓は高傳寺にある。

八八一 君の爲に一命を捨てた程の清淨はない、疱瘡で陣中の忠

(一) 驢鞍橋五の卷十二丁目、肥前國多久、何某と云ふ人、疱瘡半ばに島原 (二) 濱の城に出陣せんとす。親類共、「大事の病を持ちながら、かしこに到るとも、何の用にか立つべ

き。」と、頻に是を留む。彼者曰く、「若し途中にて死せば本望なり。君の厚恩に預りながら、何ぞ此度の御用に立たぬと云ふ事あらんや。」と云ひて出陣す。冬陣なれば寒氣甚しけれども、衣を重ねる事もなく、夜晝ともに具足計りの體にて、養生と云ふ事をせず、まして不淨を忌むと云ふ事をもせざりしかども、結局早く本復して、其の陣に忠を盡されたり。然る時は又さして不淨を嫌ふとも云はれぬ事なりと云ふ。師(正三なり)聞いて曰く、「君の爲に一命を捨てたる程の清淨なる事あらんや。義の爲に、づんと捨切りたる人ならば、疱瘡の神は云ふに及ばず、諸天善神も皆守護を加へ給はでは。」となり。此の事、(三)中野又兵衛事に似申し候。末に有り。

(一) 驢鞍橋 ろあんけう、書名。僧惠中が、師鈴木正三の説話を筆録したもので、萬治三年(山本常朝誕生の翌年)京都で出版した。

(二) 濱の城 原城のこと。(寛永十四五年の島原亂)

(三) 中野又兵衛 政良。(二七一・註一。此の項九〇四參照)

八八二 原田四郎左衛門十五歳の蟒蛇切り、大蛇に追はれた時の用意

(一) 原田四郎左衛門蟒蛇斬り候事 武雄家中原田氏十五歳の時、鷹をすゑ、野原を通り候處、蟒蛇鷹に目を懸け候や、尾の方を打ちかけ、肋の邊を三卷まき申し候。鷹は据ゑながら脇差を抜き、振上げて頭の方の寄り候を待懸け居り候處、首近寄り候

を市に打つて落し候へば、身に卷附き居り候も、はらりと落ち申し候。蛇の長さ三間程これありたる由。其の後肋痛み候を、久しく養生仕り候が、今にも寒中は痛み出し申し候由。直の話承り候由。 二武雄氏話なり。

又武雄にて獵に参り候人、何とも知れざる物、口を開け仕かゝり候に付て、獵脇差一尺二三寸これあり候を抜き、飛びかゝり口の中に突込み候へば、肘のあたり迄突込み申し候て、忽ち仕留め申し候。長さ一間半ばかりの蛇にて候。面は獅子狛の様に、胴四尺計りは猫の胴の様に候。鱗、錢の様に腮より腹にかけて白毛生えさかり、鼠の足の様なる足八つこれあり、尾の方なるほど細く候由。鹽漬にて佐嘉へ参り候由。其の後右の草山震動致し、暫く通路絶え申し候由。又蛇追懸け参り候時、横に早くひらき候へば、直に行きぬけ申すものに候。身半分は立ちて参るものに候。立ちたる所を打ち候へば、折れ申し候。首みじかく切り候へば、失せ申す事これあり候。随分下より切り候へば、二三間先へ参り留り申し候。面にて人を突き申し候が、裏表に通り申すものにて候由。又ひらくちは双物にて切り候て、頭失せ候へば、多分仇をなし申すものにて候由。

(二) 原田四郎左衛門

名は種方。奎兵衛種重の子で、初め荒次郎 權九郎 幸右衛門と稱した。

(二) 武雄氏

代々武雄神社の神職を勤めた家柄。

八八三

相田吉左衛門、辻強盜を切つて切腹、仕舞を舞うて介錯さす

(一) 中野内匠家來 (二) 相田吉左衛門辻切仕留め候事

夜中、(三) 神埼長者林を通り

候處、向ふより大の男立向ひ、通し申さず候に付て、斷り申し候へば、「裸になりて通らば通すべし。」と云ひて、兩腕をひしと取り候に付て、少しも働き成らず。相田きつと案じ附き、「随分はだかになり申すべし。命計りは御助け候へ。」と申し候故、ゆるし申し候。即ち丸裸になり、大小衣裳相渡し、すごくと立別れざまに、後ろよりかたげたる刀の柄に手をかけ拔取り、大げさに打つて落し、神埼に參り、様子を申し達し候。然る處(四) 紀州様御城へ御出で、「私は足を一方打折り申し候。」と仰せられ候。勝茂公様子御尋ね候へば、祕藏の駕籠舁平人の六七人前ほど働き申す大力量の者に候を、中野内匠家來より切殺され候。相手早々切腹仰付けられ下され候様に。」と仰上げられ候故、早速切腹仰付けられ候。残念の仕合はせなり。死場へ中野一門衆見舞に候故「忝き事どもに候。御禮に兼てすき申し候仕舞仕り、御目にかくべく。」と、子どもを寄せ、拍子致させ、其の身仕舞仕り、頓て首を打たせ申し候。介錯は甥相田權

兵衛^{べゐ}仕^{つかまつ}り候^{さうらふ}なり。

(二) 中野内匠 茂利。(九五四・註一)

(三) 相出吉左衛門 相田德兵衛 共に中野内匠家來中の家老格の者であつた。傳不詳。

(三) 神埼長者林 今の神埼町の西方、城田村新宿から西郷村本告牟田迄の城原川堤防を長者林といふ。

(四) 紀州様 小城藩主鍋島元茂。